

中国における商標紛争案件の最近の動向



中国弁護士 蔣 利瑋¹
日本弁理士 黒瀬 雅志²

中国においては、急速な経済成長、政府の積極的な知的財産政策などの影響により、長期にわたり大量の商標出願がなされているが、その一方で商標制度の健全な運用を阻害する事態も目立ち始めている。この状況を受け、2019年には、「悪意のある商標出願」の規制を強化するいくつかの重要な動きがあった。

また、商標関連訴訟においては、OEM商標に関する最高人民法院の判断の変更、行為保全の適用に関する最高人民法院の新たな解釈の公布、損害賠償額の高額化など、今後の訴訟実務に影響を与える重要な動きがあった。

1. 「悪意のある商標出願」の規制を強化

悪意のある商標出願行為に対する規制の強化、侵害行為者の責任の厳格化等を図るため、第4次「商標法」の改正（2019年11月1日施行）、北京市高级人民法院「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」（2019年4月24日公布）、国家市場監督管理総局「商標出願行為を規範化する若干規定」（2019年12月1日施行）などが施行された。

(1) 商標法4条1項後段の追加

2019年11月1日施行の改正商標法第4条1項に「使用を目的としない悪意のある商標出願は、これを拒絶するものとする」という文言が追加された。

「使用を目的としない悪意のある商標出願」の判断基準

北京市高级人民法院「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」によれば、以下の場合に「使用を目的としない悪意のある商標出願」に該当すると判断される（7.1「商標法第4条の適用」）。

- 1) 異なる主体が有する一定の知名度があり、又は比較的顕著な特徴がある商標と同一又は類似の商標を出願登録し、かつ状況が重大である場合。
- 2) 同一の主体が有する一定の知名度があり、又は比較的顕著な特徴がある商標と同一又は類

1 Jiang Liwei法学博士、弁護士、LEXFIELD法律事務所パートナー。北京の4つの裁判所で12年間勤務し、裁判官として1600件の知的財産関連の行政及び民事訴訟の審理を行った。

2 弁理士、黒瀬IPマネジメント代表